

無電柱化を推進する市区町村長の会

令和8年度定期総会 議案書

目 次

議 案

第1号議案	令和7年度	活動報告	1
第2号議案	令和7年度	歳入歳出決算書	2～4
第3号議案	令和8年度	事業計画（案）	5
第4号議案	令和8年度	歳入歳出予算書（案）	6
第5号議案		役員改選（案）	7

参考資料

		無電柱化を推進する市区町村長の会名簿	8
		無電柱化を推進する市区町村長の会規約	9～10

別添資料

		大会決議	11
--	--	------	----

令和7年度 活動報告

1 会員数

304名（令和7年度末時点）

2 活動実績

年 月 日	活 動 内 容
令和7年6月5日（木）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和7年度定期総会 場所：衆議院第一議員会館 地下1階大会議室（+Web配信） 第1号議案：令和6年度 活動報告 第2号議案：令和6年度 歳入歳出決算書 第3号議案：令和7年度 事業計画（案） 第4号議案：令和7年度 歳入歳出予算書（案） 第5号議案：役員改選（案） ※定期総会と合わせて要望活動を実施</p>
令和7年7月23日（水） ～7月25日（金）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和7年度第1回勉強会 （第13回無電柱化推進展） 場所：東京ビッグサイト（NPO法人電線のない街づくり支援ネットワークブースにて） 講演：国土交通省 道路局 「無電柱化の取組について」 一般財団法人日本みち研究所 「次期無電柱化推進計画の策定に向けて」 ほか</p>
令和7年11月11日（火）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和7年度第2回勉強会 場所：一般財団法人日本みち研究所 分室 講演：国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 「デンマークの無電柱化の歴史と都市空間の現在」 京都大学大学院 「AIデータセンターが拓く都市変革と無電柱化の未来」 NPO電線のない街づくり支援ネットワーク 「地方の無電柱化推進計画の取組_沼津市の例」</p>
令和7年11月21日（金）	<p>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和7年度第3回勉強会 場所：山口県下関市 生涯学習プラザ 講演：国土交通省 道路局 「国土交通省における無電柱化の取り組みについて」 国土交通省 都市局 「市街地開発事業等における無電柱化の取組について」 国土交通省 中国地方整備局 「中国地方整備局における無電柱化の取り組みについて」 岡山県矢掛町 「宿場町の無電柱化へのチャレンジ」 広島県廿日市市 「開発事業に伴う無電柱化整備事例」 国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 「トレンチャー工法」の紹介」</p>

第2号議案

令和7年度 歳入歳出決算書

歳入の部

(単位 円)

科 目	予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較増減(△)額 (B - A)	摘 要
1 会 費	912,000	918,000	6,000	3,000円×306市区町村
2 繰越金	288,453	288,453	0	
3 諸収入	547	840	293	
計	1,201,000	1,207,293	6,293	

歳出の部

(単位 円)

科 目	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A - B)	摘 要
1 会議費	230,000	149,550	80,450	
① 総会費	230,000	149,550	80,450	総会時経費
2 事業費	960,000	669,143	290,857	
① 研修費	270,000	196,524	73,476	勉強会等経費
② 促進費	10,000	0	10,000	要望活動時経費
③ 事務費	150,000	54,357	95,643	郵送料、消耗品費等
④ 旅 費	500,000	397,833	102,167	事務局の交通費等
⑤ 食糧費	30,000	20,429	9,571	お土産代等
3 予備費	11,000	0	11,000	
計	1,201,000	818,693	382,307	

歳 入 決 算 額 1,207,293 円

歳 出 決 算 額 818,693 円

差 引 残 額 388,600 円

令和7年度 監査報告書

規約第十三条第2項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

第1 監査の対象期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査の方法

歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について、事務局が管理する証拠書類を監査した。

第3 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について照会した結果、適正かつ正確であることを認めた。

無電柱化を推進する市区町村長の会
会長 神奈川県鎌倉市長 松尾 崇 様

令和 8 年 4 月 6 日

監事

小園拓志



令和7年度 監査報告書

規約第十三条第2項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

第1 監査の対象期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査の方法

歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について、事務局が管理する証拠書類を監査した。

第3 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について照会した結果、適正かつ正確であることを認めた。

無電柱化を推進する市区町村長の会
会長 神奈川県鎌倉市長 松尾 崇 様

令和 8 年 4 月 20 日

監事

他田直永



印

令和8年度 事業計画（案）

無電柱化の更なる推進を図るため、次の事業を行う。

- 1 国に対し、無電柱化の推進を図るための要望を行う。
- 2 国や関係団体、市区町村との連携を図ること、また、職員の技術力向上を図ることを目的とした勉強会や見学会を行う。
- 3 11月10日の無電柱化の日に併せて、事務局主催の勉強会を開催する。
- 4 その他、目的達成のため必要な事業を行う。

第4号議案

令和8年度 歳入歳出予算書(案)

歳入の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A - B)	摘 要
1 会 費	906,000	912,000	△ 6,000	3,000円×302市区町村
2 繰越金	388,600	288,453	100,147	前年度繰越金
3 諸収入	400	547	△ 147	利子等
計	1,295,000	1,201,000	94,000	

歳出の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A - B)	摘 要
1 会議費	250,000	230,000	20,000	
① 総会費	250,000	230,000	20,000	総会・総会時要望活動経費
2 事業費	1,030,000	960,000	70,000	
① 研修費	320,000	270,000	50,000	勉強会等経費
② 促進費	10,000	10,000	0	要望活動経費
③ 事務費	160,000	150,000	10,000	郵送料、コピー代等
④ 旅 費	500,000	500,000	0	交通費等
⑤ 食糧費	40,000	30,000	10,000	お土産代等
3 予備費	15,000	11,000	4,000	
計	1,295,000	1,201,000	94,000	

歳 入 総 額 1,295,000 円

歳 出 総 額 1,295,000 円

差 引 額 0 円

役員改選（案）

会長

ブロック	都道府県	役職	氏名
南 関 東	神 奈 川 県	鎌 倉 市 長	松 尾 崇

副会長

ブロック	都道府県	役職	氏名
中 国	山 口 県	下 関 市 長	前 田 晋 太 郎
四 国	愛 媛 県	八 幡 浜 市 長	大 城 一 郎

幹事

ブロック	都道府県	役職	氏名
北 海 道	北 海 道	登 別 市 長	小 笠 原 春 一
東 北	岩 手 県	陸 前 高 田 市 長	佐 々 木 拓
北 関 東	群 馬 県	富 岡 市 長	茂 原 正 秀
東 京	東 京 都	豊 島 区 長	高 際 み ゆ き
南 関 東	神 奈 川 県	葉 山 町 長	山 梨 崇 仁
北 信 陸 越	福 井 県	小 浜 市 長	杉 本 和 範
中 部	愛 知 県	小 牧 市 長	天 野 正 基
近 畿	大 阪 府	高 槻 市 長	濱 田 剛 史
九 州 沖 縄	福 岡 県	宗 像 市 長	伊 豆 美 沙 子

監事

ブロック	都道府県	役職	氏名
北陸・信越	長 野 県	御 代 田 町 長	小 園 拓 志
九州・沖縄	宮 崎 県	都 城 市 長	池 田 宜 永

顧問

役職	氏名
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
長 野 県 知 事	阿 部 守 一
香 川 県 知 事	池 田 豊 人
東 京 都 新 宿 区 長	吉 住 健 一
埼 玉 県 本 庄 市 長	吉 田 信 解
長 野 県 佐 久 市 長	柳 田 清 二
特定非営利活動法人 電線のない街づくり支援ネットワーク顧問	山 下 和 弥
特定非営利活動法人 電線のない街づくり支援ネットワーク顧問	森 山 誠 二

無電柱化を推進する市区町村長の会 名簿

令和8年（2026年）5月18日現在

北海道	函館市	栃木県	栃木市	福井県	小浜市	兵庫県	芦屋市	高知県	香南市
北海道	釧路市	群馬県	前橋市	福井県	池田町	兵庫県	伊丹市	福岡県	北九州市
北海道	北見市	群馬県	太田市	福井県	美浜町	兵庫県	豊岡市	福岡県	福岡市
北海道	網走市	群馬県	富岡市	長野県	松本市	兵庫県	川西市	福岡県	久留米市
北海道	留萌市	埼玉県	さいたま市	長野県	諏訪市	兵庫県	丹波篠山市	福岡県	直方市
北海道	苫小牧市	埼玉県	川越市	長野県	佐久市	兵庫県	たつの市	福岡県	柳川市
北海道	稚内市	埼玉県	熊谷市	長野県	軽井沢町	奈良県	奈良市	福岡県	八女市
北海道	美唄市	埼玉県	川口市	長野県	御代田町	奈良県	大和郡山市	福岡県	大川市
北海道	士別市	埼玉県	所沢市	長野県	立科町	奈良県	天理市	福岡県	宗像市
北海道	名寄市	埼玉県	本庄市	長野県	白馬村	奈良県	桜井市	福岡県	古賀市
北海道	根室市	埼玉県	春日部市	岐阜県	岐阜市	奈良県	五條市	福岡県	福津市
北海道	千歳市	埼玉県	上尾市	岐阜県	関市	奈良県	御所市	福岡県	糸島市
北海道	砂川市	埼玉県	朝霞市	岐阜県	中津川市	奈良県	香芝市	福岡県	篠栗町
北海道	深川市	埼玉県	和光市	岐阜県	美濃市	奈良県	宇陀市	福岡県	新宮町
北海道	富良野市	埼玉県	桶川市	岐阜県	恵那市	奈良県	平群町	福岡県	粕屋町
北海道	登別市	千葉県	館山市	岐阜県	可児市	奈良県	三郷町	佐賀県	嬉野市
北海道	七飯町	千葉県	木更津市	岐阜県	飛騨市	奈良県	斑鳩町	長崎県	長崎市
北海道	二セコ町	千葉県	香取市	岐阜県	郡上市	奈良県	安堵町	長崎県	佐世保市
北海道	倶知安町	千葉県	酒々井町	岐阜県	下呂市	奈良県	曾爾村	長崎県	島原市
北海道	余市町	東京都	港区	岐阜県	白川村	奈良県	高取町	長崎県	平戸市
北海道	新十津川町	東京都	新宿区	静岡県	静岡市	奈良県	明日香村	長崎県	雲仙市
北海道	美瑛町	東京都	文京区	静岡県	浜松市	奈良県	上牧町	熊本県	熊本市
北海道	増毛町	東京都	台東区	静岡県	沼津市	奈良県	王寺町	熊本県	荒尾市
北海道	小平町	東京都	墨田区	静岡県	三島市	奈良県	広陵町	熊本県	合志市
北海道	斜里町	東京都	江東区	静岡県	富士宮市	奈良県	吉野町	大分県	大分市
北海道	清里町	東京都	品川区	静岡県	島田市	奈良県	下市町	大分県	佐伯市
北海道	小清水町	東京都	目黒区	静岡県	富士市	奈良県	天川村	宮崎県	都城市
北海道	遠軽町	東京都	大田区	静岡県	藤枝市	和歌山県	和歌山市	宮崎県	日南市
北海道	洞爺湖町	東京都	中野区	静岡県	御殿場市	和歌山県	海南市	宮崎県	綾町
北海道	平取町	東京都	杉並区	静岡県	湖西市	和歌山県	紀の川市	鹿児島県	阿久根市
北海道	音更町	東京都	豊島区	静岡県	菊川市	鳥取県	鳥取市	鹿児島県	西之表市
北海道	上士幌町	東京都	荒川区	静岡県	小山町	鳥取県	米子市	鹿児島県	薩摩川内市
青森県	弘前市	東京都	練馬区	愛知県	豊橋市	鳥取県	倉吉市	鹿児島県	志布志市
青森県	黒石市	東京都	足立区	愛知県	岡崎市	鳥根県	大田市	鹿児島県	奄美市
青森県	平川市	東京都	葛飾区	愛知県	一宮市	鳥根県	安来市	鹿児島県	中種子町
岩手県	盛岡市	東京都	江戸川区	愛知県	半田市	鳥根県	津和野町	鹿児島県	南種子町
岩手県	宮古市	東京都	八王子市	愛知県	豊田市	岡山県	倉敷市	鹿児島県	屋久島町
岩手県	久慈市	東京都	小金井市	愛知県	小牧市	岡山県	高梁市	鹿児島県	大和村
岩手県	遠野市	東京都	稲城市	愛知県	東海市	岡山県	備前市	鹿児島県	宇検村
岩手県	陸前高田市	東京都	神津島村	愛知県	みよし市	岡山県	真庭市	鹿児島県	龍郷町
岩手県	矢巾町	神奈川県	川崎市	愛知県	幸田町	岡山県	矢掛町	鹿児島県	徳之島町
宮城県	白石市	神奈川県	鎌倉市	三重県	伊勢市	岡山県	新庄村	鹿児島県	与泊町
宮城県	名取市	神奈川県	小田原市	三重県	鈴鹿市	岡山県	呉市	鹿児島県	与論町
宮城県	多賀城市	神奈川県	伊勢原市	三重県	熊野市	広島県	竹原市	沖縄県	石垣市
宮城県	大崎市	神奈川県	南足柄市	三重県	伊賀市	広島県	三原市	沖縄県	糸満市
宮城県	七ヶ宿町	神奈川県	葉山町	滋賀県	長浜市	広島県	尾道市	沖縄県	豊見城市
宮城県	村田町	新潟県	新潟市	滋賀県	近江八幡市	広島県	東広島市	沖縄県	宮古島市
宮城県	南三陸町	新潟県	見附市	京都府	京都市	広島県	廿日市市	沖縄県	南城市
秋田県	大館市	新潟県	村上市	京都府	宇治市	山口県	下関市	沖縄県	今帰仁村
山形県	山形市	新潟県	上越市	京都府	向日市	山口県	山口市	沖縄県	恩納村
山形県	鶴岡市	富山県	高岡市	京都府	長岡京市	山口県	萩市	沖縄県	金武町
山形県	酒田市	富山県	氷見市	京都府	南丹市	山口県	防府市	沖縄県	読谷村
山形県	上山市	富山県	黒部市	大阪府	高槻市	山口県	徳島県	沖縄県	美馬市
山形県	天童市	富山県	小矢部市	大阪府	守口市	香川県	丸亀市	沖縄県	北中城村
福島県	会津若松市	富山県	南砺市	大阪府	枚方市	香川県	琴平町	沖縄県	与那原町
福島県	郡山市	富山県	射水市	大阪府	泉佐野市	愛媛県	八幡浜市		
福島県	白河市	富山県	入善町	大阪府	大東市	愛媛県	内子町		
福島県	喜多方市	石川県	金沢市	大阪府	高石市	高知県	高知市		
福島県	下郷町	石川県	輪島市	大阪府	東大阪市	高知県	安芸市		
福島県	柳津町	石川県	加賀市	大阪府	四條畷市	高知県	須崎市		
茨城県	日立市	石川県	白山市	兵庫県	姫路市	高知県	宿毛市		
茨城県	土浦市	石川県	野々市市	兵庫県	西宮市	高知県	四万十市		

無電柱化を推進する市区町村長の会 規約

平成二十七年十月二十日 決議

第一条 本会は、「無電柱化を推進する市区町村長の会」と称し、全国の無電柱化の取組について積極的な市区町村長をもって組織する。

第二条 本会は、積極的に政府や民間等との連携・協力を図り、無電柱化のより一層の推進により、「防災」「観光」「景観」等の観点から安全で快適な魅力ある地域社会と豊かな生活の形成に資することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡調整及び諸会議の開催
- (2) 無電柱化推進のための共同調査及び研究
- (3) 政府、政府諸機関、国会及び関係諸団体との連絡
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第四条 本会の事務局を、会長の自治体に置く。

- 2 事務局の職員は、会長が委嘱する。

第五条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 一名
- 副会長 二名
- 幹 事 若干名
- 監 事 二名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員の任期は一年とする。但し、再選を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 会長または役員が認める下部組織を設置することができる。
- 8 役員の役職及びその人数構成は総会の決議を経るものとする、但し会長または役員が必要と判断した場合はその決定を妨げないものとする。

第六条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に参画し、本会運営の基本的な事項又は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第七条 本会は、原則として年一回、定例の総会を開くものとする。

- 2 前項の外、必要ある場合は、随時臨時総会を開くものとする。

第八条 総会は、会長が招集し、総会の議長は会長がこれに当たるものとする。

第九条 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十条 本会の円滑な運営に資するため、役員会を置くことができる。

- 2 役員会は、役員をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 役員以外の市区町村長は、会長が認める場合には、会議に出席し意見を述べる事ができる。

第十一条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日を持って終了することとする。

第十二条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第十三条 本会の予算は、総会の承認を得るものとする。

- 2 本会の決算は、監事の審査に付し、その意見を付けて、総会の承認を経るものとする。

第十四条 この規約に定めるものの外、本会の運営その他について必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、平成二十七年十月二十日から施行する。

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることは極めて重要である。

能登半島地震では、電柱の倒壊に伴う道路閉塞や長時間の停電が発生し、早期の復旧・復興に支障を来したところである。また、通学児童のいたましい交通事故や、地域の人々の誇りや観光資源となる自然や祭りなどの景観の阻害などから、無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

こうした無電柱化を巡る現状を踏まえ、国は、令和八年度から五年間の第三次無電柱化推進計画を策定したところである。

これに対して、我々は、第三次計画に基づき、市区町村無電柱化推進計画を定めるよう努め、必要に応じ、条例の制定を検討するとともに、既設も含めた電柱の占用制限に取り組んでいくこととする。

政府や国の機関に対しては、電柱がないことが当たり前という社会の実現に向けた国民の意識醸成に努め、次に掲げる事項を求める。

一 国土強靱化実施中期計画に基づき無電柱化を推進するとともに、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で満額確保すること。

一 市区町村無電柱化推進計画の策定に対し技術的・財政的な支援を行うとともに、計画に位置づけられた無電柱化事業に対しては、財政的な重点支援を行うこと。また、関係省庁と電線管理者が連携し、確実に電柱が撤去されるよう積極的に取り組むこと。

一 地方公共団体の技術者不足・経験不足への対応や事業のスピードアップを図るため、設計・施工等を一体的に発注する包括委託方式等の推進に向けた支援を行うこと。

一 関係省庁は電線管理者と連携し、側溝配線の活用や、地上配線等の更なるコスト縮減手法の実現に取り組むこと。

一 地震や台風等による長期停電、通信障害の発生を防止・抑制するため、電線管理者が実施箇所を明確にしつつ主体的に単独地中化による無電柱化を図るとともに、特に緊急輸送道路については、道路管理者と密接に連携し、道路事業との同時整備等の様々な手法により早期に無電柱化を図ること。

一 通学路における新設電柱への占用制限など、占用制限が必要な区間等の拡充に向けた地方公共団体への支援を行うこと。

一 高度経済成長期に整備された電柱の老朽化の進行状況を踏まえ、更新に合わせた効率的な無電柱化を推進する方策の実現に取り組むこと。

これらの項目も踏まえ、第三次無電柱化推進計画を推進するとともに、資材価格等の高騰、近年の建設業における人件費の上昇等の影響を十分に踏まえ、計画的かつ安定的に無電柱化が進められるよう、新たな財源の創設等により、令和九年度道路関係予算は、所要額を満額確保すること。

右、決議する。

令和八年六月十一日 「無電柱化を推進する市区町村長の会」 令和八年度定期総会